

茨城県吹奏楽連盟主催事業における非常時の対応について

危機的事件・事故が発生した場合、以下の各項に基づき理事会を開催し、その決定に従い対応する。ただし、緊急時においては現場の判断を最優先し、事後において理事会に報告するものとする。

1 自然災害等による事故発生時

(1) 主催事業開催前に主催会場並びに周辺地区が自然災害により使用できなくなった場合

- ① 事故発生時に臨時理事会を開催し、対応を協議する。
- ② 全出演団体の安全確保を最優先した上、開催が可能な措置を考える。
- ③ 中止または延期の通達

ア 事業開催日から8日以前にあつては、決定事項を参加予定団体へ文書で通知するとともに、茨城県吹奏楽連盟のホームページにて公表する。

イ 事業開催日から7日以内にあつては、決定事項を参加予定団体へFAXで通知するとともに、茨城県吹奏楽連盟のホームページにて公表する。

(2) 主催事業開催中に自然災害等が発生し、事業の続行が不可能になった場合

- ① 大会本部には常時、理事長、副理事長、事務局長、実行委員長のいずれかが待機するようにし、互いの連絡が取れるよう、その手段を事前に確認しておく。
- ② 大会本部で対応を協議する。

2 コンクール・コンテストにおいて、演奏中に地震等が発生し、事業が中断した場合の対応

(1) 事前

※ 大会本部には常時、理事長、副理事長、事務局長、実行委員長のいずれかが待機するようにし、互いの連絡が取れるよう、その手段を事前に確認しておく。

※ 大会本部は緊急地震速報を受信できるようにし、緊急地震速報が発令された場合は本部責任者の指示により、速やかに演奏中止の指示を出すこととする。

(2) 発生時の対応

- | |
|--|
| <p>① ・初動体制</p> <ul style="list-style-type: none">○ 進行係長（進行係）は、速やかに演奏を中止して、ステージ上から静ませ、常時全体への指示が正確に伝わるようにする。○ ステージ係長（ステージ係）は、演奏者をひな壇から下ろして、安全な場所に誘導・待機させる。○ 復旧・再開までの時間がかかりそうな場合、または不確定な場合は、大会本部役員が審査員を控室に誘導する。 <p>・指示系統は次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 大会本部（無線）→ 各係長 → 各係・補助員 → 大会参加者・一般観客 |
|--|

② 大会本部で対応を協議する。その際、出演者並びに会場内の人員の安全確保を最優先とし、会館職員の指示に従い、人員の誘導等に協力するものとする。なお、発生した自然災害が軽微で事業の続行が可能と本部が判断した場合は、可能な限り時間を延長して事業を続行する。

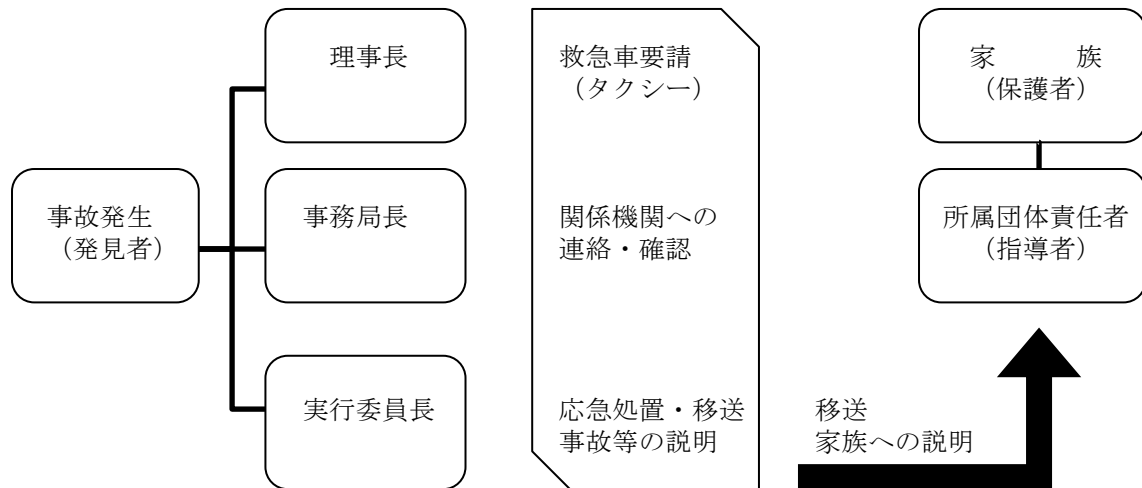
③ 中断した団体の演奏は該当部門の最後に再演奏を行うことを基本とする。

(3) 事業が中止になった場合の、大会参加負担金、入場券等の扱いについては、原則として返金等は行わない。

3 緊急の事故等が発生した場合の対応

(1) 緊急時の連絡体制

茨城県吹奏楽連盟が主催する事業において、特に生命にかかわるか、これに準ずる事故の場合は、一刻も早く医療機関で処置を受けさせなければならない。そのためには、的確な判断と迅速な連絡・移送が必要になる。また、軽度と思われるものについても、応急処置の内容や本人の健康状態について家族や所属団体及び関係者への連絡を行う必要がある。なお、移送先は家族の指示する医療機関を原則とし、実行委員または所属団体責任者が付き添い看護するとともに、できるだけ早く家族に引き渡すこととする。



(2) 事故当事者・家族への対応と再発防止

- ① 事実関係の把握と原因の明確化
問題点は何か、事実はどうかを十分に調査する。
- ② 報告・連絡・相談の実行
理事長・実行委員長・事務局長との連携を密にする。
- ③ 対応策・予防策の明示
問題点の事実を共通理解し、関係機関の援助や協力を要請する。
- ④ 当事者・家族への説明
当事者の立場に立って問題解決に当たるといふ、誠意を持って対応する。

(3) その他

- ① 各所属団体は傷害保険適用時に必要となるので、団員名簿等を準備しておく。
- ② 団員名簿のフォーマットは県吹連ホームページからダウンロードして使用する。

※ 団員名簿様式

団体名					
所在地					
TEL・FAX					
代表者氏名					
団員名	学年	保護者	担当楽器	住 所	電話番号
-----	-----	-----	-----	-----	-----

主催事業実施時の緊急対応模式図

